

未定稿

R8予算

農地の受け手確保に向けた
新規就農者誘致環境整備事業

令和8年8月

農林水産省

経営局就農・女性課

農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業

令和8年度予算額 10,427百万円（前年度 10,748百万円）の内数

＜対策のポイント＞

地域計画の策定により明らかになった受け手のいない農地に円滑に新規就農者を誘致するため、関連事業と連携し、地域の関係機関による誘致体制の整備や、技術習得のための研修農場の整備、就農前後の方に対するトータルサポート活動、就農に適した農地の整備等を一体的に支援します。

＜事業目標＞

農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェアを全産業並みに引上げ

＜事業の内容＞

1. 新規就農者の誘致体制の整備

複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築、誘致の実践、就農前後の方々に対するトータルサポート活動を支援します。

〔研修農場の整備又は農地整備等関連事業と併せて実施する場合：定額、上限300万円/地区〕
〔上記以外の場合：定額、上限200万円/地区〕

2. 研修農場の整備

就農希望者が実践的な研修を行う研修農場に必要な農業用機械・設備の導入、施設整備等を支援します。（1/2以内）

（農地整備等関連事業）

・ 遊休農地解消対策事業

目標地図において受け手が位置付けられていない遊休農地について、農地バンク等による簡易な整備を支援

・ 基盤整備事業（農地耕作条件改善事業等）

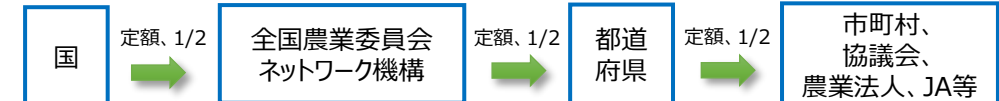
畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等のきめ細かな耕作条件の改善への支援等

3. （関連事業）【令和7年度補正予算】

地域農業構造転換支援対策のうちスマート農業研修教育環境整備事業

○スマート農業技術を導入した実践的な研修農場の整備やそのための体制整備を支援
【補助率：体制整備 定額（上限300万円／地区）、研修農場の整備1/2以内】
○就農直後から雇用により農業経営を発展させる意欲と能力のある経営体モデルの創出を支援
【補助率：定額（補助上限7,000万円／地区）】

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

新規就農者の誘致体制の整備

（複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築）

コーディネータ設置、検討会開催、先進地視察、マニュアル整備 等

〔※「新規就農者参入促進計画」を作成
・地域における推進体制や、新規就農者の現状と目標、農地の状況等を記載〕

（誘致の実践）

地域農業のPRコンテンツ作成、現地見学会開催 等

（就農前後の者に対するトータルサポート活動の実施）

- ・短期農業研修の実施
- ・就農相談員の設置又は地域の先輩農業者への依頼により、就農前後の者に対する農地確保、資金調達、生活面、技術面等についての相談対応・指導 等を実施

研修農場の整備

農業用機械・設備の導入、農業用ハウス等の整備

令和7年度補正予算

スマート農業技術を導入した実践的な研修農場の整備や、そのための体制整備を支援。

いずれも実施する場合は優先的に採択

研修農場の用に供する農地又は就農に適した農地の整備

遊休農地解消対策事業 / 基盤整備事業（農地耕作条件改善事業等）

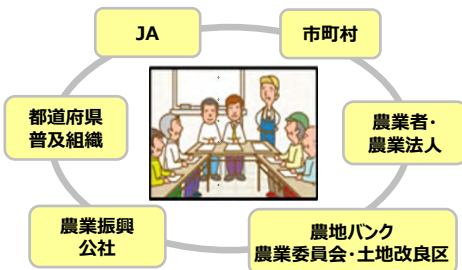
1

【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課（03-6744-2162）

農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業 事業を活用した取組のイメージ

○ 地域計画の策定により明らかになった将来の受け手がない農地に円滑に新規就農者を誘致するため、関連事業と連携し、地域の関係機関による誘致体制の整備や、技術習得のための研修農場の整備、就農前後の方に対するトータルサポート活動、就農に適した農地の整備等を一体的に支援。

誘致・支援体制の構築



- ・ コーディネータ設置
- ・ 研修農場や農地整備等に向けた地域の合意形成
- ・ 検討会の開催
- ・ 先進地の視察、マニュアル整備等

誘致の実践（人材の呼び込み）

就農支援員の設置（相談対応・指導等の実施）、短期農業研修の実施



- ・ 誘致・支援プログラムの作成・充実
- ・ 就農イベントへの出展
- ・ 現地見学会の開催等
- ・ 短期農業研修の実施



就農支援員を設置又は依頼し、就農前後の課題についての相談対応・指導を実施

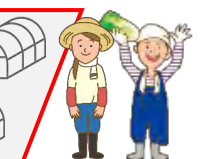
研修農場の整備、研修の実施

実践的な研修の実施

地域の先輩農業者等



研修生



栽培技術・経営手法の習得

就農

農地の確保

地域計画（目標地図）

	白地
	白地

	研修農場用の農地
	新規就農者の就農地

研修農場の整備

- ・ 農業用機械・設備の導入
- ・ 農業用ハウス等の施設整備（新設、改良、リノベーション、撤去）

受け手不在農地の解消

就農地の確保、規模拡大

雇用就農



農業法人等

独立



研修修了生への研修農場の貸付け

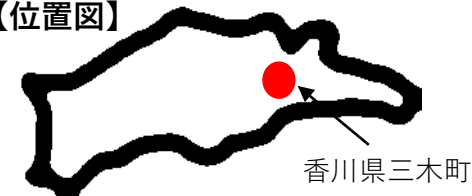
※導入・整備した機械・設備、施設の貸付けが可能

農地整備等関連事業の実施（除草、伐根、基盤整備等）

イチゴ栽培技術習得のための研修農場の整備と研修生に対するトータルサポート活動

- 香川県を代表するイチゴ産地である三木町では、近年、産地ぐるみで就農希望者を受け入れる機運が高まっており、県内はもとより県外からの移住就農者も増加傾向。
- 令和7年度にイチゴ研修施設を設置するとともに、関係機関が連携し、就農相談から技術習得、独立就農まで切れ目のないきめ細かな支援を行う仕組みを構築。

【位置図】



取組前

- 新規就農者の確保・育成
関係機関が連携した新規就農者の確保・育成に取り組んでいる。
- 農地利用
農業者の高齢化等による地域計画の受け手不在農地の増加など、遊休農地の拡大が懸念。



【受け手不在農地】

取組内容

- 全国からの就農希望者募集
- トレーニングファーム研修
 - ①イチゴ研修施設の設置、技術・経営指導
 - ②協力農家・農大での受入研修
- 受け手不在農地の利用
 - ・受け手不在農地を借受け、研修施設を設置
 - ・遊休農地の抑制と就農促進
- 独立就農支援
研修終了後、当該研修施設のリースによる就農支援

取組後(成果)

- 研修用施設用地の確保
- 研修用施設（イチゴ栽培施設）の取得
- 研修生の受入れ
- 三木町新規就農支援チームの設置



【イチゴ研修施設】

【誘致体制】

香川県

就農相談、技術・経営指導、定着支援等

三木町

就農・移住相談、生活支援、地域農業者等との交流支援

三木町農業委員会

農地確保支援

(公財)香川県農地機構

就農相談会開催、トレーニングファーム運営等

香川県農業協同組合

技術・経営支援、販路確保支援等

(株)日本政策金融公庫

営農資金確保支援等

新規就農者や研修生の声

- 農業経営を開始するために必要な技術・知識等を、里親による実地研修や農業大学校での座学により学ぶことができた。
- 就農後のイチゴ栽培を具体的にイメージすることができて安心。

新規就農者誘致環境整備事業 活用年度：令和7年度

【問合せ先】 公益財団法人香川県農地機構

TEL：087-816-3955

E-mail：k-nk★kagawa-nk.jp ※メールする際には★を@に変更

HP：https://kagawa-nk.jp/

果樹産地における新規就農者受入支援体制の構築・新たな担い手の確保へ

- 熊本市西区河内町は金峰山の西側に位置し、有明海に面した自然豊かな地域であり、みかんを中心に農水産業が盛んに営まれている。
- 新規就農者の受入支援体制を構築するとともに、県内外から新規就農者の呼び込み活動を実施し、新たな担い手の確保に取り組んでいる。

【位置図】

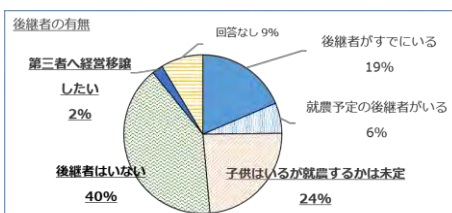


熊本県熊本市西区河内町

取組前

- 令和5年度から協議会において担い手確保に係る検討会やアンケートを実施。
- 令和6年5月に協議会内に「担い手育成・確保部会」を設置し、新規就農者受入支援体制の構築・実践を目指して取組を開始。

【担い手育成・確保部会：アンケート結果】



取組内容

- 若手後継者による産地を維持・発展していくためのワークショップを開催。
- SNS等の活用により、先輩就農者の体験談を発信し、新規就農者を呼び込み。
- 県内外の就農相談会等へのブース出展を行い、支援制度や産地のPRを実施。

【就農相談会の様子】



【ワークショップの様子】



取組後(成果)

- ワークショップにより、今後5年、10年の産地の将来像=ビジョンを作成。
- SNS等を活用した広告を視聴した数名がトライアル研修に参加。

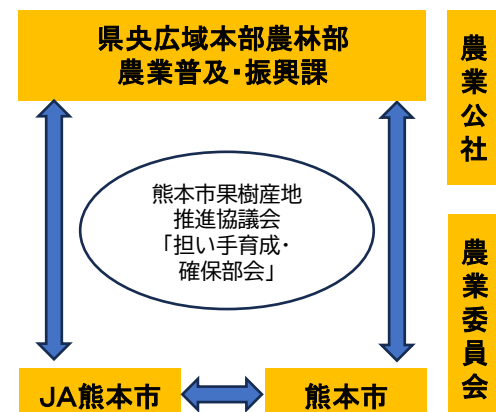
※トライアル研修とは、温州みかん栽培に係る技術指導等を年間4回に分けて実施する研修

【みかん経営モデル】

- 主な労働力：家族2名（臨時雇用2～3名）
- 面積：2ha
- 機械装備：倉庫、トラック、動噴他
- 収入：1,200万円
- 所得：600万円
- 労働時間：年間約200日/人

【支援体制】

熊本市果樹産地推進協議会



就農相談会に参加した方の声

- 河内町のことを知りつつ、みかんの栽培について勉強できるトライアル研修に参加したいと思った。
- 就農までの流れについて、初期費用等も含めて知ることができた。

新規就農者誘致環境整備事業 活用年度：令和7年度

【問合せ先】熊本市西南部農業振興センター農業振興課

TEL：096-329-1158

E-mail：seinanbunougyoushinkou★city.kumamoto.lg.jp

※メールする際には★を@に変更

(事業の詳細)

第1 事業の概要

1. 事業の種類

- (1) 新規就農者の誘致体制の整備
- (2) 研修農場の整備

2. 取組主体

- ・ 市町村 ・ 都道府県 ・ 協議会等
- ・ 民間団体（農業協同組合、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、会社法人等）

農業法人も活用可能

3. 補助内容

(1) 新規就農者の誘致体制の整備

内容 : 新規就農者を誘致するための体制づくり、誘致の実践、就農前後の方々に対する
トータルサポート活動に必要なソフト経費

補助率 : 定額 補助上限 : 200万円／地区

※研修農場の整備又は本事業と連携して農地整備等関連事業を実施する場合は300万円

(2) 研修農場の整備

内容 : 農業用機械・設備の導入、農業用施設の整備に必要な経費

- ・ 取得単価が50万円以上の農業用機械・設備の購入に要する経費
- ・ 農業用施設の新設、改良、リノベーション（※）、撤去に要する工事費、実施設計費

（※ 気密性や保湿性の向上等機能強化に要する改修等に限る。）

補助率 : 2分の1以内

4. 事業実施期間、目標年度

- (1) 事業実施期間は、原則として3年間を上限とする。ただし、取組地区の採択については、毎年度行う。
- (2) 目標年度は、事業実施年度の翌年度から3年後とする。成果目標は、目標年度までの3年間における地域の新規就農者数の増加率とする。

第2 事業の要件

1. 体制要件

- (1) 都道府県、市町村（農業委員会を含む）、農地中間管理機構、農業者等により、就農希望者の誘致、就農希望者及び新規就農者を支援する体制が構築されていること（又はされる見込みであること）。
- (2) 誘致体制には、市町村が参画すること。また、農業経営、農地確保、農業用施設・機械確保、資金調達、生活安定、技術習得、販路確保に係る分野の担当機関が参画すること。
（複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築の実施により、誘致体制を充実化した結果、これらの機関が参画することとなる場合を含む。）
- (3) 研修農場の整備または本事業と連携して農地整備等関連事業を行う場合は、市町村農業委員会及び農地中間管理機構が、それぞれ誘致体制に参画すること。

2. 計画要件

- (1) 新規就農者参入促進計画（※）が策定されていること。また、事業実施期間中に、当該計画を新規就農支援ポータルサイト及び就農相談等全国データベースに登録すること。
- (2) 事業実施区域において、地域計画が策定されていること。
加えて、研修農場の整備又は農地整備等関連事業を行う場合、研修農場の用に供する農地又は就農希望者が新たに就農するための農地が、目標地図の新規就農者の受入可能エリア等に位置付けられていること又は目標年度までに位置付けられることが確実であると認められること。

（※ 新規就農者の実績及び目標値、就農前後の者の支援体制及び内容、就農までの流れ、農業経営開始5年後の目標などを記載し、一般の方がどの地域で新規就農すればよいか、判断できるようにするもの。）

* 研修農場の整備をする場合であって、都道府県が取組主体となる場合などには、体制要件及び計画要件が不要となる場合あり。

第3 事業の内容(メニュー)

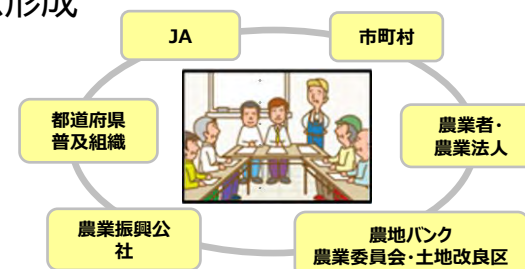
1 新規就農者の誘致体制の整備

① 複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築

- 就農希望者の誘致体制に参画する複数の関係機関が協働し、就農前後の者の誘致・支援を効果的に行える体制を構築するために必要な

- ・ コーディネータの設置
- ・ 研修農場の整備 又は 農地整備等関連事業の実施に向けた地域の合意形成
- ・ 検討会の開催
- ・ 先進地の視察
- ・ マニュアルの整備

等の取組を支援。



② 誘致の実践

- 地域に就農希望者を誘致するために必要な
 - ・ 就農前後の者の誘致・支援プログラムの作成又は充実化
 - ・ 地域農業のPRコンテンツの作成
 - ・ 就農イベントへの出展
 - ・ 現地見学会の開催
- 等の取組を支援。



第3 事業の内容(メニュー)

1 新規就農者の誘致体制の整備

③就農前後の者に対するトータルサポート活動の実施 ア 短期農業研修の実施

- 短期の農業研修は、職業としての農業を経験することを通じて、自身の適性を見極めることができることから、就農希望者に円滑に就農・定着して頂く上でも有効と考えられます。
- このため、他産業に従事する社会人や学生などの就農希望者が農業を体験・学べる短期農業研修の実施を支援します。

主な事業要件

- ✓ 生産と経営に関する内容を総合的に取り扱うこと
- ✓ 研修期間は2日～6か月間程度
※実施時期や品目等の異なる複数の研修コースの設定可能
※研修期間の2日～6か月は分割して実施することも可能
- ✓ 受講予定者の就農の意思を確認すること
- ✓ 学生については、学校が受講を指示又は承諾するなど、学習活動の一環として行うこと

補助対象経費の例

- 講義・実習等に係る外部講師の謝金・旅費
- 研修補助員の賃金
※市町村やJA等の正職員の賃金は対象外
- 研修教材作成費
- 研修に要する資材費、会場借料、印刷製本費等

○ 研修カリキュラムの例(3か月間の場合)

週	座学（20時間）	実習（25時間）
1 w	地域農業の概況＜週末開催、2 h＞	
2 w	栽培基礎① ＜オンライン、4 h＞	
3 w	栽培基礎② ＜オンライン、4 h＞	
4 w		土づくり、定植（作物A） ＜週末開催、5 h＞
5 w		誘引・芽かき（作物A）、定植（作物B） ＜週末開催、4 h＞
6 w		農薬散布（作物A）、誘引・芽かき（作物A、B） ＜週末開催、5 h＞
7 w		摘果・収穫（作物A）、農薬散布（作物B） ＜週末開催、3 h＞
8 w		摘果・収穫（作物A、B） ＜週末開催、5 h＞
9 w		収穫（作物B）＜週末開催、3 h＞
10w	農業経営＜@農業大学校、4 h＞	
11w	スマ農・GAP（外部講師） ＜オンライン、4 h＞	
12w	就農・本格研修に向けたガイダンス ＜週末開催、2 h＞	

第3 事業の内容(メニュー)

1 新規就農者の誘致体制の整備

③就農前後の者に対するトータルサポート活動の実施

イ 相談対応・指導等の実施

- 農業経営の開始・継続、農地の確保、農業用施設・機械の確保、資金調達、生活面・技術面などについて、就農前後の者に対する相談窓口となる「就農支援員」の設置等を支援。

主な事業要件

- ✓ 就農支援員を設置又は依頼すること
- ✓ 誘致体制に参画する関係機関等と連携し、就農前後の者からの相談に対応すること
- ✓ 就農支援員は、相談対応や指導等を行うことができる十分な能力を有していること
- ✓ 地域の先輩農業者に依頼する場合、支援対象者との関係が3親等以内でないこと
- ✓ 支援対象者が就農に向けた確たる意思を持っていることを取組主体において確認すること
- ✓ 就農相談カルテを作成すること

補助対象経費の例

- 就農支援員の賃金、指導謝金
※市町村やJA等の正職員の賃金は対象外
- 就農相談会、研修会・講習会の開催費用
(例) 講師招へいに伴う謝金・旅費、会場借料、消耗品費、印刷製本費等

○ 就農相談員の取組の内容

就農
相談

情報収集及び発信

現地見学会等の開催

★就農支援員による相談対応

★就農相談カルテの記録

★新規就農者参入促進会議
の開催

研修

研修プログラムの作成
・充実化

就農
準備

★就農準備のサポート

※農地の相談、農業用施設・機械の相談、
就農計画の相談、生活環境の相談等

就農・
定着

就農後の
スキルアップのサポート

★は必須の取組

就農支援員による
相談対応



技術指導

農業技術から生活面まで
新規就農に係る課題を
一元的に支援

第3 事業の内容(メニュー)

2 研修農場の整備

- 就農希望者を対象とし、実践的な研修を行うための農業用施設の整備、農業用機械・設備の導入を支援。

研修農場の主な要件

- ✓ 本事業の**取組主体**（施設の整備主体／機械の導入主体）が、**自ら研修を実施すること**
※一部について、農業大学校等における講習等を活用可能
- ✓ 研修期間は**1年以上**、年間概ね**1,200時間以上**
※都道府県が認める研修機関であること
※この研修の妨げにならない限り、短期農業研修の実施場所とすることが可能
- ✓ 研修時間のうち、**実習に充てる時間が70%を下回らないこと**
- ✓ 就農に必要な知識と技術を習得できる**総合的な内容**とすること

補助対象となる農業用施設・機械等の例

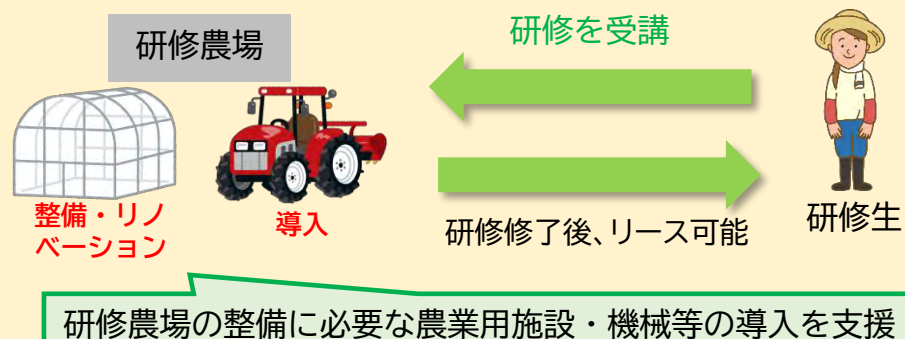
- **農業用ハウス、栽培棚、環境制御装置** 等
- **トラクター、田植機、コンバイン** 等

※研修以外の時間帯において、研修目的に使用する総時間数を超えない範囲で、農業経営体等の研修のために必要な営農活動（農業用機械、設備、施設のメンテナンスや作物、家畜等の管理等）で利用することを妨げない。

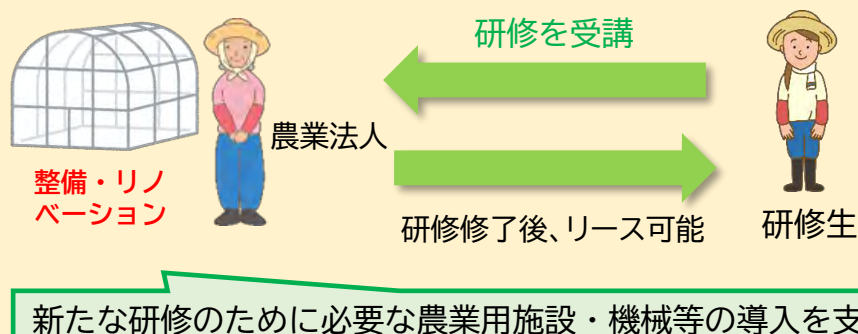
↓
研修修了後は**新規就農者へのリース**も可能

○ 活用例

市町村、JA等（取組主体）が運営する研修農場で研修生を受け入れる場合



地域の農業法人（取組主体）が研修生を受け入れる場合



第4 その他

農地整備等関連事業との連携

- 研修農場や就農に適した農地の整備等について、農地整備等関連事業と連携して、本事業を実施することが可能。採択時の配慮事項として、本事業の実施計画書で定める3年間のうちに、農地整備等関連事業に着手することを計画している場合、**本事業の採択審査に当たり、配分ポイントを加算。**

* 農地整備等関連事業を新たに実施しなくても、事業着手を計画したものとみなす場合あり。

受け手がいない農地(遊休農地等)、土地条件が悪い農地など

例:

- 簡易な基盤整備等により研修農場を整備し、研修修了後は、受け手不在の近隣農地で就農。
- 基盤整備の実施により、新規就農者向けに好条件農地を確保し、研修修了後は、好条件農地で就農。

農地整備等関連事業

- ・ 遊休農地解消対策事業
- ・ 農地耕作条件改善事業
- ・ 畑作等促進整備事業
- ・ 農地中間管理機構関連農地整備事業(※)
- ・ その他の農地整備等に活用できる
国庫補助事業(これに準じる都道府県等事業)

遊休農地の解消

受け手がいない遊休農地を農地バンクが借り受け、簡易な整備を支援。

具体的な支援

- ・ 草刈り・除礫・抜根等
(10aあたり最大43,000円)



農地の基盤整備

畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等のきめ細やかな耕作条件の改善等を支援。

具体的な支援

- ・ 区画拡大、暗渠排水、
農作業道の整備等

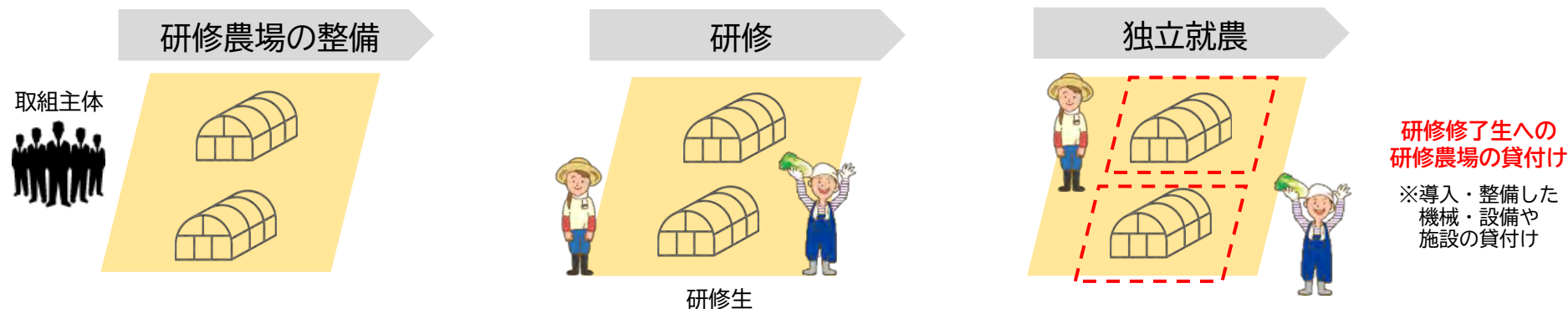


※農地中間管理機構関連農地整備事業の採択において、本事業は優先配慮事項となっている。

(参 考)

研修修了生への研修農場の貸付け(リース)について

- 研修生が研修した土地や施設を活用して就農することは、農地確保や初期投資の軽減などの点で有効。
- 新規就農者誘致環境整備事業では、取組主体が研修修了生に農業用施設等を貸し付けることを可能としている。



取組例

品目 : 施設野菜
整備内容: 研修ハウス2棟
事業費 : 7,000万円
国費 : 3,500万円

1年目:基礎研修
(栽培管理、経営管理等)
2年目:ハウスで実践研修
(栽培実習、土づくり等)

研修修了後、独立
研修ハウスを
年間110万円で15年間リース

研修修了生の経営費の負担軽減へ

※貸付け(リース)の方法や相手方等は、都道府県知事との協議により決定。

全国トレーニングファーム推進協議会について

- 全国各地において、地域による新規就農希望者のサポート体制を構築し、技術と経営を総合的に学べる実践的な研修農場（トレーニングファーム）の設置を推進するため、「全国トレーニングファーム推進協議会」を設置。

<協議会の役割>

-  1 研修農場（トレーニングファーム）の設置の推進、運営の円滑化
-  2 研修カリキュラム等の充実
-  3 新規就農希望者のサポート体制及び内容の強化
-  4 新規就農希望者の誘致、研修生の募集等に関すること
-  5 研修生と研修農場（トレーニングファーム）及び指導者のマッチング
-  6 関係機関・団体間の連携強化

農林水産省HP:

全国トレーニングファーム推進協議会

https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_kyoiku/yuuti/tfkyougikai.html



全国トレーニングファーム推進協議会

会員募集

会費
無料

全国各地において、地域による新規就農希望者のサポート体制を構築し、技術と経営を総合的に学べる実践的なトレーニングファーム（研修農場）の設置を推進するため、「全国トレーニングファーム推進協議会」を立ち上げました。

本協議会の目的に賛同してくださる会員を募集中です。



会員について

- トレーニングファーム（研修農場）を運営している方
 - 今後トレーニングファーム（研修農場）の運営を考えている方
 - 新規就農者の支援にかかわる方
 - 今後就農を考えている方
- など、個人・団体問わず、誰でも入会可能です。



会員になると...

- 会員限定のセミナー・イベントへの参加
- 会員同士の交流
- 研修生やトレーニングファームとのマッチング
- 会員限定コンテンツの閲覧
- ロゴマークの使用



お問合せ先

一般社団法人 全国農業会議所	☎03-6910-1133
農林水産省 経営局 就農・女性課	☎03-6744-2162
東北農政局 経営支援課	☎022-221-6217
関東農政局 経営支援課	☎048-740-0394
北陸農政局 経営支援課	☎076-232-4238
東海農政局 経営支援課	☎052-223-4620
近畿農政局 経営支援課	☎075-414-9055
中国四国農政局 経営支援課	☎086-224-8842
九州農政局 経営支援課	☎096-300-6377
内閣府沖縄総合事務局 経営課	☎098-866-1628



協議会の詳細、
入会フォームは
こちら！

農林水産省

お問い合わせ先

質問等がございましたら、下記までご連絡ください。

相 談 窓 口		電 話 番 号
(本省) 経営局 【北海道】	就農・女性課	☎03-6744-2162
東北農政局 【青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県】	経営支援課	☎022-221-6217
関東農政局 【茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県】	経営支援課	☎048-740-0394
北陸農政局 【新潟県、富山県、石川県、福井県】	経営支援課	☎076-232-4238
東海農政局 【岐阜県、愛知県、三重県】	経営支援課	☎052-223-4620
近畿農政局 【滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県】	経営支援課	☎075-414-9055
中国四国農政局 【鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県】	経営支援課	☎086-224-8842
九州農政局 【福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県】	経営支援課	☎096-300-6377
内閣府沖縄総合事務局 【沖縄県】	経営課	☎098-866-1628